

ふくしま食の安全・安心対策プログラム

第4期(令和4～12年度)

1 第4期プログラム策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲にわたって放出され、本県の食の安全・安心を取り巻く状況は大きく変化しました。

県ではこれまで、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と、放射性物質対策を含む具体的な取組みを体系化した「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」を策定し、食の安全確保と安心の実現に向けて取り組んでまいりました。

この度、第3期プログラム(平成30年から令和3年度)の進捗及び達成状況を検証するとともに、さらなる食の安全確保及び県民の食品に対する不安の解消に向けた施策を推進するため、第4期プログラムを策定しました。

2 基本的事項

(1)目的

生産から消費に至る「農場から食卓まで」の全ての過程を通じて食品の安全性を確保するため県及び中核市が一体となって実施する各事業を体系化し、ふくしまにおける食の安全確保と安心の実現を目的としています。

(2)計画期間

令和4年度から令和12年度までの9年間とします。

(3)推進体制

県庁内の各部局及び福島市、郡山市及びいわき市(以下「中核市」という。)により構成される「ふくしま食の安全・安心推進会議」を中心に、全県横断的な体制で科学的な知見に基づく施策を推進していきます。

(4)進行管理

プログラムの進捗状況をわかりやすく確認できるよう、全体の達成度となる「総合指標」を設定するとともに、「生産」、「製造・加工」、「販売」のフードチェーンにおける各過程に「情報発信」を加えた4つのグループ毎に「成果指標」を設定し、その達成度により評価を行います。

また、上記の4つのグループに「食の安全に関連する取組」を加えた全ての事業毎に進捗を確認するとともに、食を取り巻く環境が大きく変化した場合は、必要な事業の見直しを図ります。

3 第3期プログラムの進捗及び達成状況

(1)第3期プログラムの実績

平成30年度から令和3年度までに実施した第3期プログラムの総合指標及び成果目標の達成状況は以下のとおりです(令和3年度は実績見込み)。

ア 総合指標

総合指標	基準値 (29年度)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標値
毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく、安心して暮らしている人の割合(福島県県政世論調査)	66.0%	68.7%	73.4%	75.4%	76.5%	前年比で 上昇を 目指す

イ 成果目標(達成状況を次の3段間で評価)

【A】目標を達成したもの、【B】基準値を上回ったもの、【C】基準値より下回る見込みのもの

基本施策1	生産から消費に至る食の安全を確保します。							
成果目標	基準値 (29年度)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標値	達成 状況	
GAP(農業生産工程管理)取組産地数	226 産地	293 産地	328 産地	340 産地	※1	242 産地	A	
有機栽培・特別栽培認証面積(水稲)	2,607 ha	2,543 ha	2,083 ha	1,895 ha	1,895 ha	6,632 ha	C	
HACCP 導入状況 ①基準A:大規模施設、広域流通品を製造する施設 ②基準B:中小規模の施設	①約25% ②未導入	-	①92% ②6.2%	①70% ②12%	①90% ②26%	①100% ②50%	B	
毒化貝類の出荷件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A	
動物用医薬品の製造・販売業者の適法状況割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	
食品製造施設に起因する不良食品発生件数	29件	31件	27件	24件	29件	15件 以下	C	
食品営業施設・給食施設等での食中毒患者数	269名	378名	63名	70名	47名	減少を 目指す	A	
上記のうち、死亡者の発生、広域化した件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A	

流通販売施設に起因する不良食品発生件数	11件	19件	5件	10件	10件	6件以下	B
輸入食品での不良食品発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A
食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数	26件	28件	17件	14件	24件	13件以下	B
福島県試験検査精度管理における検査値の逸脱施設数	2件	2件	2件	_*2	2件	0件	B

※1 令和3年度から集計方法が変更となったため(取組産地数→経営体数)

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止

基本施策2		行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。					
成果目標	基準値 (29年度)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標値	達成 状況
消費者アンケートにおいて、「HACCPを聞いたことがあり意味も知っている」と回答した割合	14.3%	_*3	_*3	42.9%	_*3	上昇を目指す	A
食育推進計画を作成している市町村の割合	84.7%	89.8%	93.2%	91.5%	93.2%	100%	B
福島県食育応援企業団の登録数	50社	51社	53社	51社	54社	60社以上	B

※3 令和2年度のみ消費者アンケートを実施

基本施策3		食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。					
成果目標	基準値 (29年度)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	目標値	達成 状況
食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数<食品衛生法上の違反食品件数>	0件	5件	1件	2件	4件	0件	C
水道水・飲用井戸水における放射性物質の管理目標値を超過した件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	A

(2)第3期プログラムにおける各指標等の達成状況

ア 総合指標について

総合指標として設定した「毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく、安心して暮らしている人の割合(福島県県政世論調査)」は年々増加傾向にあり、第3期プログラム全体としての目標は達成されています。

イ 成果目標について

各基本施策に設定した17の成果目標の達成度合いの内訳は以下のとおりです。

A:目標を達成したもの	8指標
B:目標は達成できなかったものの基準値を上回ったもの	6指標
C:基準値より下回る見込みのもの	3指標

ウ 取組事業について

各基本施策に含まれる81の取組事業の進捗状況の内訳は以下のとおりです。

①計画どおり完了、または計画の80%以上が完了	63事業
②計画の60%以上、80%未満が完了	13事業
③計画の完了が60%未満、要改善	3事業
④事業廃止等の理由により未実施	2事業

(3)第3期プログラムの評価

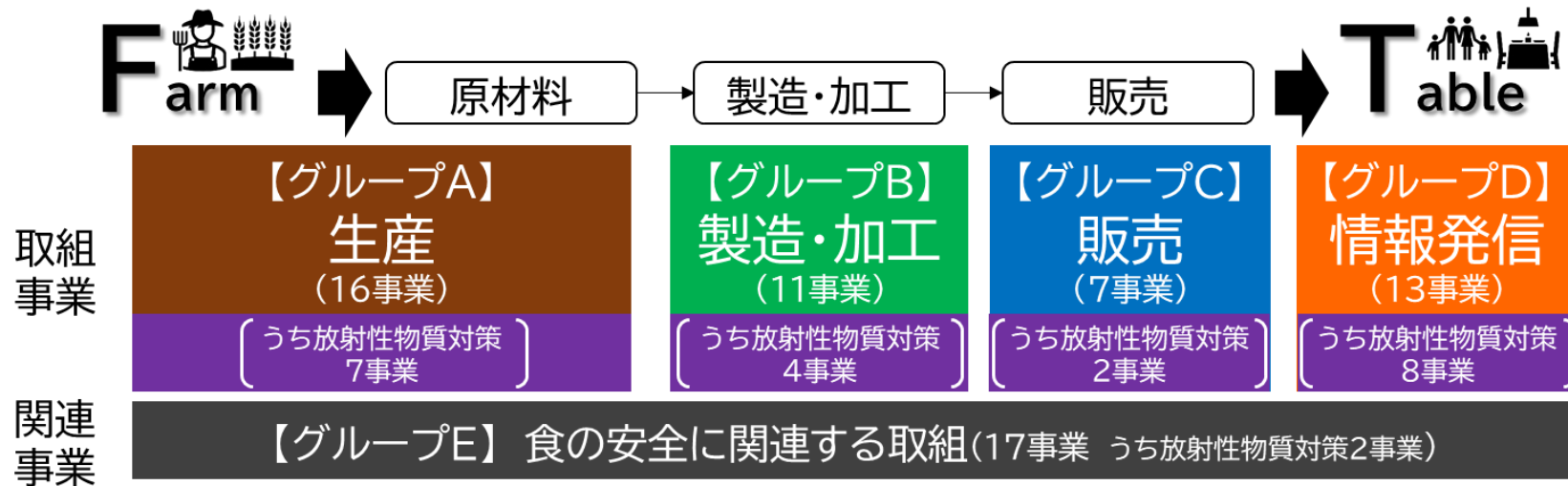
- 総合指標の目標が達成されていることから、第3期プログラムの方向性は大きく変更せず、本県の食の安全確保と安心の実現に向け引き続き取り組む必要があります。
- 基準値(H29年度実績)を下回った成果指標は、以下の3指標でした。
 - ①「有機栽培・特別栽培認証面積(水稻)」
→ 高齢化等で農業者が減少傾向にあり、目標が達成に至らなかったため
 - ②「食品製造施設に起因する不良食品発生件数」
→ アレルゲンの記載漏れによる違反事例が半数以上をしめており、出荷前の表示内容の確認を徹底する必要がある
 - ③「食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数<食品衛生法上の違反食品件数>」
→ きのこと加工品による基準値超過事例が多く、特に野生の山菜・きのこの出荷制限措置の周知と徹底を図る必要がある
- 特に不良食品の発生件数については、令和3年6月に原則全ての食品関連事業者に義務化された HACCP に沿った衛生管理を導入することで、改善が見込まれることから、第4期プログラムで重点的に取り組んでいきます。

4 第4期プログラムの概要

(1) 第4期プログラムのイメージ

県及び中核市が実施する食の安全確保に向けた各事業を、「生産」、「製造・加工」、「販売」、「情報発信」及び「食の安全に関連する取組」の5つのグループに分類し、各事業が「農場から食卓へ」のどの過程における対策なのかわかりやすく整理しました。

なお、本県特有の課題である放射性物質対策に関する事業が各グループに含まれており、「農場から食卓へ」の全ての過程で放射性物質対策を実施しています。



(2) 総合指標 : 第4期プログラム全体の目標として総合指標を設定し、食の安全・安心の確保を図ります。

総合指標	基準値 (R2年度実績)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	75.4%	前年度比で 上昇を目指す	前年度比で 上昇を目指す

(3) 成果指標 : 各グループに成果目標を設定し、プログラムの進捗を管理します。

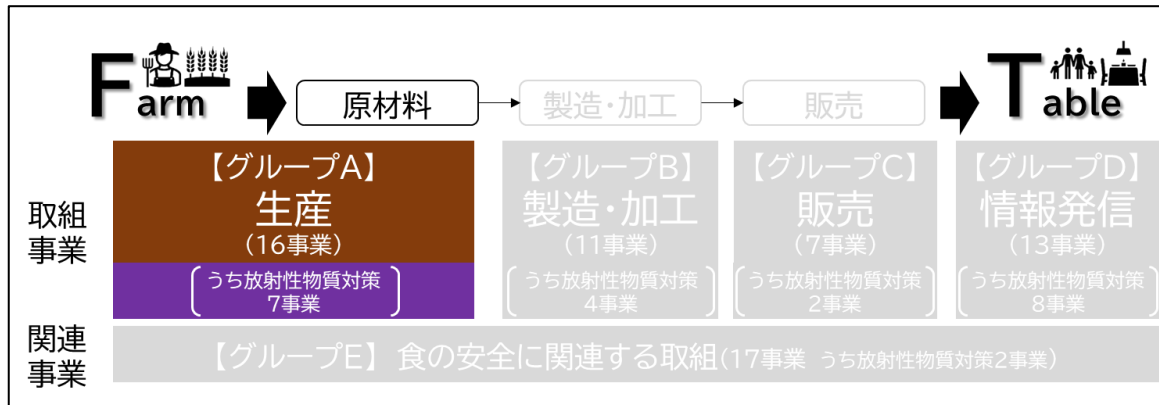
(4)プログラムの体系

グループA 生産 (16事業)		グループD 情報発信 (13事業)	
取組事業名	担当課等	取組事業名	担当課等
●食の安全・安心の推進(GAPの推進)	環境保全農業課	●消費生活苦情処理体制の整備	消費生活課
農薬適正使用の推進(防除履歴の確認)	環境保全農業課	●山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動	林業振興課
農薬適正使用の推進(啓発・指導)	環境保全農業課	ファックスネットワーク事業	郡山市
●安全・安心さのこ栽培の推進	林業振興課	市民向け食品衛生啓発事業	福島市
県産米のカドミウム対策	水田畑作課	食品衛生講習会の実施(消費者対象)	食品生活衛生課
魚類防疫指導	水産課	●食の安全に関するフォーラム等の開催	いわき市
貝毒検査指導	水産課	～食のこども探検隊～	いわき市
動物薬事監視・指導	畜産課	(一日食品衛生監視員体験)の開催	郡山市
飼料の安全確保強化の指導	畜産課	ジュニア食品安全ゼミナール	郡山市
食品安全対策事業(原材料等の安全性確認)	食品生活衛生課	●産地における放射性物質検査結果等の発信	環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課、林業振興課、水産課
●農林水産物等緊急時モニタリング	環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課	●日常食の放射性物質モニタリング調査	放射線監視室
●米の放射性物質検査	水田畑作課	●食と放射能に関する説明会(リスクコミュニケーション)	消費生活課
●牛肉の放射性物質検査	畜産課	●福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報	農産物流通課、食品生活衛生課
●豚肉等の放射性物質検査	郡山市	●放射性物質検査結果の分析事業	食品生活衛生課
●野生動物の放射性物質モニタリング検査事業	自然保護課		
学校給食の食材の定期点検	健康教育課		
グループB 製造・加工 (11事業)		グループE 食の安全に関連する取組 (17事業)	
取組事業名	担当課等	取組事業名	担当課等
●ふくしまHACCPの導入推進	食品生活衛生課	「環境と共生する農業」の啓発	環境保全農業課
食品を製造・加工する施設に対する監視指導	食品生活衛生課、中核市	食品製造・加工に関する技術相談	産業振興課
特定給食施設管理事業	健康づくり推進課	輸出向けHACCP等対応施設整備事業	食品生活衛生課
学校給食施設衛生管理指導	健康教育課	卸売市場の品質管理指導	農産物流通課
学校給食の自主点検の実施	健康教育課	米トレーサビリティ法に基づく監視・指導	環境保全農業課
と畜、食鳥検査及び外部検証等の実施	食品生活衛生課、中核市	福島県試験検査精度管理	業務課
食品衛生講習会の実施(食品関連事業者対象)	食品生活衛生課、中核市	食品検査GMPの実施	業務課
●学校給食用食材の放射性物質検査	健康教育課	化学物質発生源の周辺環境調査	水・大気環境課
●学校給食放射性物質モニタリング	健康教育課	化学物質使用量等の実態調査	水・大気環境課
●水道水及び飲用井戸等の放射性物質検査	食品生活衛生課	ダイオキシン類の環境モニタリング調査	水・大気環境課
飲料水関係施設の衛生確保	食品生活衛生課	公共用水域・地下水の水質の常時監視	水・大気環境課
		消費者への教育	消費生活課
		健康増進法等に基づく食品表示の普及啓発	健康づくり推進課
		市町村食育推進計画作成の促進	健康づくり推進課
		健康に配慮した食環境整備の推進	健康づくり推進課
		●自家消費野菜等放射能検査事業	消費生活課
		●放射性物質除去・低減技術開発事業	産業振興課・水産課・森林計画課
グループC 販売 (7事業)			
取組事業名	担当課等		
食品販売施設の監視指導	食品生活衛生課、中核市		
水産物産地市場衛生管理指導	水産課		
食品表示の適正化指導	環境保全農業課		
表示等適正化事業	消費生活課		
健康増進法等に基づく食品表示の指導	健康づくり推進課		
●加工食品等の放射性物質検査(行政検査)	食品生活衛生課、中核市		
●加工食品の放射能測定事業(自主検査)	産業振興課		

全64事業のうち23事業(●のついた事業)は、食品の放射性物質対策を目的とする事業又は関連する事業です。

5 事業の概要と成果目標

1 生産(グループ A)



【成果目標】

成果指標	基準値 (R2年度実績)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
第三者認証 GAP 等を取得した経営体数	680 経営体	1,240 経営体	1,800 経営体
毒化貝類の出荷件数	0 件	0 件	0 件
食品安全対策事業における違反検体数	0 件	0 件	0 件

【取組事業】(●のついた事業は放射性物質対策を目的とする事業又は関連する事業です)

(1) ●食の安全・安心の推進(GAPの推進)

【環境保全農業課】

第三者認証GAP等(グローバルGAP、ASIAGAP、JGAP、FGAP等)の認証取得を推進し、福島県産農産物の安全・安心確保を図ります。

(2) 農薬適正使用の推進(防除履歴の確認)

【環境保全農業課】

農産物の生産段階での農薬散布履歴の記帳はもとより、JA等生産団体が農産物出荷前に農薬使用履歴をチェックする体制を促進します。

(3) 農薬適正使用の推進(啓発・指導)

【環境保全農業課】

福島県農薬適正使用推進方針に基づき、全県的には福島県農薬適正使用推進会議、農林事務所単位で地方農薬適正使用推進会議を設置して、農業者、関係団体等に農薬の適正使用を推進します。

(4) ●安全・安心きのこ栽培の推進

【林業振興課】

本県のきのこ生産者を対象に、県が市町村及び関係団体と連携して「福島県安心きのこ栽培マニュアル」に基づく栽培方法の指導を実施します。

(5) 県産米のカドミウム対策

【水田畑作課】

米のカドミウム濃度が基準値(0.4ppm未満)を超えないための営農対策を行います。栽培管理・土壌管理(土壌改良資材の施用)等の営農指導、客土及び転作誘導を指導します。

(6) 魚類防疫指導

【水産課】

養殖水産物の安全性確保のため、内水面水産試験場が講習会や巡回指導を実施し、養殖業者に対して水産医薬品等の適正使用に向けた指導を行います。

(7) 貝毒検査指導

【水産課】

生産段階での貝類の安全性確保のため、貝毒の検査を実施します。

(8) 動物薬事監視・指導

【畜産課】

動物用医薬品の適正流通及び使用を図り、畜産物の安全性を確保するため、県内の動物用医薬品販売業者及び獣医師等に対し、立入検査による指導を実施します。

(9) 飼料の安全確保強化の指導

【畜産課】

製造及び流通する飼料・飼料添加物の安全確保のため、飼料(飼料添加物)製造業者及び販売業者に対する立入検査を実施します。

(10) 食品安全対策事業(原材料等の安全性確認)

【食品生活衛生課】

生産段階で使用される農薬や動物用医薬品等の検査を実施し、原材料の安全性を確認します。

(11) ● 農林水産物等緊急時モニタリング

【環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課】

農林水産物等の安全性の確保に向け、緊急時モニタリング検査を市町村や関係団体と連携して実施するとともに、その結果を消費者、流通業者に迅速に公表します。

(12) ● 米の放射性物質検査

【水田畑作課】

県産米の放射性物質検査の手法は、令和2年産米より、避難指示等があった地域を除き、全量全袋検査から抽出によるモニタリングに移行しました。

全量全袋検査の対象地域においては、生産される全ての米の放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表します。

なお、令和4年産米以降の全量全袋検査対象地域のモニタリングの移行については、営農再開の進捗等を勘案し、検討していきます。

(13) ● 牛肉の放射性物質検査

【畜産課】

本県から出荷する牛を対象に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超えた牛肉が流通しない体制を構築し、県産牛肉の安全・安心を確保します。

(14) ● 豚肉等の放射性物質検査

【郡山市】

市内と畜場において処理された豚、馬、めん羊等の各食肉(牛肉を除く)について、放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した食肉の流通を未然に防ぎ、食肉の安全・安心を確保します。また、検査結果は速やかに郡山市 Web サイトにて公表します。

(15) ● 野生動物の放射性物質モニタリング検査事業

【自然保護課】

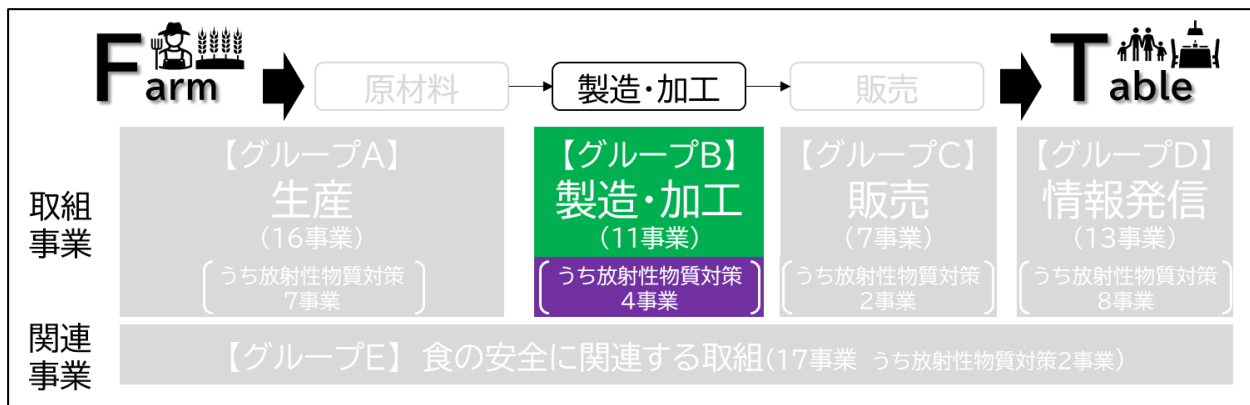
県内で捕獲された野生鳥獣の肉の放射線検査については、定期的に検査を実施し、その結果を速やかに県のホームページ等で公表するなど、狩猟関係者や県民に必要な情報の提供を行います。

(16) ● 学校給食の食材の定期点検

【健康教育課】

「学校給食衛生管理基準」に基づき、県立学校の給食用に使用される食材の点検を実施し、食中毒の防止を図ります。

2 製造・加工(グループ B)



【成果目標】

成果指標	基準値 (R2年度実績)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
ふくしま HACCP の導入状況	24.3%	62.2%	100%
食品事業者を対象とした講習会の実施回数	156 件/年	178 件/年	200 件/年
食品営業施設・給食施設等での食中毒患者数	70 名	減少を目指す	減少を目指す
食品製造施設に起因する不良食品発生件数	24 件	減少を目指す	減少を目指す
水道水・飲用井戸水における放射性物質の管理目標値を超過した件数	0 件	0 件	0 件

【取組事業】(●のついた事業は放射性物質対策を目的とする事業又は関連する事業です)

(1) ● ふくしま HACCP の導入推進事業

【食品生活衛生課・中核市】

食品衛生法の改正により制度化された HACCP に放射性物質対策を組み合わせた県独自の衛生管理手法「ふくしまHACCP」の導入を推進し、本県産加工食品の安全性向上及び製造加工施設の信頼確保を図ります。

(2) 食品を製造・加工する施設に対する監視指導

【食品生活衛生課・中核市】

広域に流通する食品を製造している施設に対する監視・指導を実施し、食中毒や不良食品の発生を未然に防止します。

(3) 特定給食施設管理事業

【健康づくり推進課】

健康増進法に基づく給食施設の指導を実施することにより、給食の栄養状況の改善を図ります。

(4) 学校給食施設衛生管理指導

【健康教育課】

市町村および県立学校の学校給食施設を訪問し、「学校給食実施基準」や「学校給食衛生管理基準」の遵守状況について指導・助言を行います。

(5) 学校給食の自主点検の実施

【健康教育課】

「学校給食衛生管理基準」の主旨に基づき、県立学校給食施設で調理加工された食品について、細菌等の検査を実施し、食中毒の防止を図ります。

(6) と畜、食鳥検査及び外部検証等の実施

【食品生活衛生課】

専門の検査員によると畜検査や食鳥検査を実施するとともに、定期的な食肉中の残留動物用医薬品の検査の実施により、食肉の安全確保を図り、食肉による食品衛生上の危害発生を防止します。また、と畜場及び食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理が適切に行われていることを専門の検査員が現場検査や微生物検査により確認(外部検証)を行います。

(7) 食品衛生講習会の実施(食品関連事業者対象)

【食品生活衛生課・中核市】

食品衛生に関する最新の情報共有や HACCP による衛生管理の定着を目的に、食品事業者を対象とした衛生講習会を開催します。

(8) ● 学校給食用食材の放射性物質検査

【健康教育課】

児童生徒の安全・安心を確保するため、県立学校が使用する学校給食用食材の放射性物質について事前検査を行います。

(9) ● 学校給食放射性物質モニタリング

【健康教育課】

児童生徒のより一層の安心を確保する観点から、学校給食における放射性物質の有

無や量について把握するため、希望する市町村および県立学校の給食を丸ごと検査します。また、本事業の実施にあたっては、関係機関と連携・協力するとともに、検査結果を公表します。

(10) ● 水道水及び飲用井戸等の放射性物質検査

【食品生活衛生課】

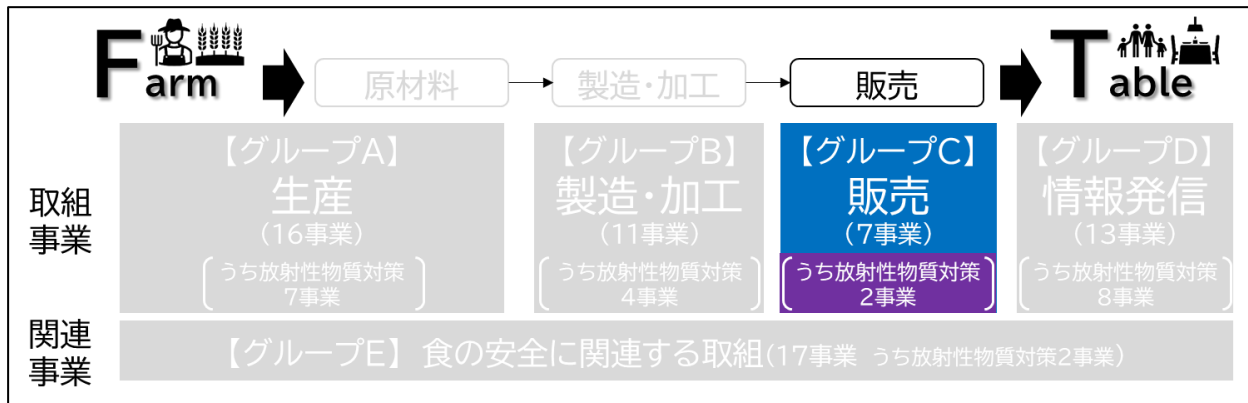
各市町村等の水道水源ごとの浄水及び飲用井戸等の放射性物質モニタリング検査を行います。

(11) 飲料水関係施設の衛生確保

【食品生活衛生課・中核市】

飲料水及び食品の製造に使用する原材料や器具・機材等の洗浄水として供給される水道水等の安全を確保するため、水道施設や井戸水源等の適正な管理について指導・助言を行います。

3 販売(グループ C)



【成果目標】

成果指標	基準値 (R2年度実績)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示率	88.8%	95.6%	100%
食品表示法違反による健康被害の発生件数	0件	0件	0件
食品販売施設に起因する不良食品発生件数	10件	減少を目指す	減少を目指す
食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数	2件	0件	0件

【取組事業】(●のついた事業は放射性物質対策を目的とする事業又は関連する事業です)

(1) 食品販売施設の監視指導

【食品生活衛生課・中核市】

食品販売施設を対象に、食品の衛生的な取扱い、適切な販売方法、食品表示の確認などの監視・指導を実施します。

(2) 水産物産地市場衛生管理指導

【水産課】

安全・安心な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して、様々な機会を活用して衛生管理の指導を行います。

(3) 食品表示の適正化指導

【環境保全農業課】

食品表示の適正化のため、県内の食品関連事業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し、食品の適正表示を指導します。

(4) 表示等適正化事業

【消費生活課】

景品表示法に基づき、被疑事案について、調査、指導を行い、不当景品類・不当表示を防止します。

(5) 健康増進法等に基づく食品表示の指導

【健康づくり推進課】

健康増進法及び食品表示法に基づき、栄養成分、特別用途食品、健康食品等の表示の適正化のため、食品関連事業者に対し指導助言等を行います。

(6) ● 加工食品等の放射性物質検査(行政検査)

【食品生活衛生課・中核市】

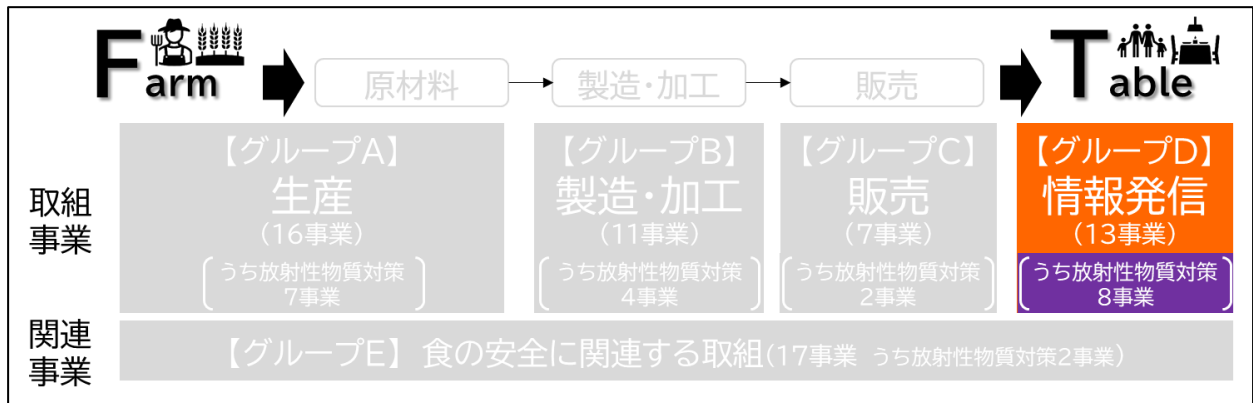
県内のすべての保健所で、県内産農林水産物を原材料として製造・加工された食品を中心に、市場等へ出荷される前又は流通段階において放射性物質検査を実施し、その結果を公表します。

(7) ● 加工食品の放射能測定事業(自主検査)

【産業振興課】

県内の食品製造業における風評被害対策として、ハイテクプラザ及びハイテクプラザ会津若松技術支援センターにおいて、県内の食品加工業者を対象とした加工食品の放射性物質の検査を行い、検査に伴う事業者の負担軽減と検査の迅速化、検査頻度の向上を図るとともに、流通上の不安を払拭します。

4 情報発信(グループD)



【成果目標】

成果指標	基準値 (R2年度実績)	中間目標値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	45 件/年	60 件/年	60 件/年
消費者対象の食品衛生講習会の実施回数	12 回	上昇を目指す	上昇を目指す

【取組事業】(●のついた事業は放射性物質対策を目的とする事業又は関連する事業です)

(1) ●消費生活苦情処理体制の整備

【消費生活課】

消費生活全般に関わる消費者からの苦情や消費者被害等に関する相談を受け、助言・あっせんを行います。(食品安全に関する苦情等については、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介します。)

(2) ●山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動

【林業振興課】

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報提供や山菜・きのこによる食中毒防止のため、県内直売所や県民を対象に関係機関を通じた注意喚起等を行います。

(3) ファックスネットワーク事業

【郡山市】

登録している食品関連事業者に対し、ファクシミリを利用して迅速かつ効率的に食品

衛生情報の提供を行います。

(4) 市民向け食品衛生啓発事業

【福島市】

市政だよりや市政テレビ番組等を活用して食中毒予防の啓発を行うとともに、地区における保健師の健康教育を通じ、直接市民に食品衛生に関する正しい知識の普及を図ります。

(5) 食品衛生講習会の実施(消費者対象)

【食品生活衛生課・中核市】

一般消費者、消費者団体及び教育機関等を対象に、各保健所や食肉衛生検査所の職員が衛生講習会を行います。講習会では、家庭での食中毒予防方法や食品事業者が実施している食の安全に対する取組みを紹介するなど、消費者の食品に対する不安払拭を図ります。

(6) ● 食の安全に関するフォーラム等の開催

【いわき市】

食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野に立った基調講演、並びに、消費者・生産者・食品関連事業者・行政による意見交換を行います。

(7) ～食のこども探検隊～(一日食品衛生監視員体験)の開催

【いわき市】

小学生を対象に、一日食品衛生監視員としてスーパーマーケットでの食品の取扱いや、食品を扱う人がどのような視点で食品を提供しているのかという点を確認してもらいながら、食品衛生に関する知識や食品に対する関心を高めてもらうことを目的としています。

(8) ジュニア食品安全ゼミナール

【郡山市】

食品の安全性について興味を持ち、冷静に判断する目を育んでもらうため、中学生を対象にグループ対抗のクイズや意見交換を行います。

(9) ● 産地における放射性物質検査結果等の発信

【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課、林業振興課、水産課】

県産農林水産物に対する消費者の信頼向上に向けて、産地が行う放射性物質検査結果等を「ふくしまの恵み安全管理システム」を通じた分かりやすい情報発信に取り組みます。

(10) ● 日常食の放射性物質モニタリング調査

【放射線監視室】

県内の一般家庭の日々の食事(日常食)に含まれる放射性物質の濃度を調査します。平成29年度からは避難指示が解除された区域を中心に調査を行い、住民帰還に資する指標データを得ています。

(11) ● 食と放射能に関する説明会(リスクコミュニケーション)

【消費生活課】

県は、国・市町村と連携し、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についての学習会を支援します。この際、開催団体の要望に応じて放射能簡易検査の実演を行うことにより、放射能に関する理解の促進に努めます。

(12) ● 福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報

【農産物流通課、食品生活衛生課】

県産農林水産物について、県がこれまでに実施したすべての放射性物質モニタリング検査の結果等を、品目別、地域別、地図などの多彩な項目から簡単に検索してご覧いただけるシステムを導入して、県のホームページに掲載しています。

また、平成24年8月より、加工食品の検査結果についても、ご覧頂けるようになりました。

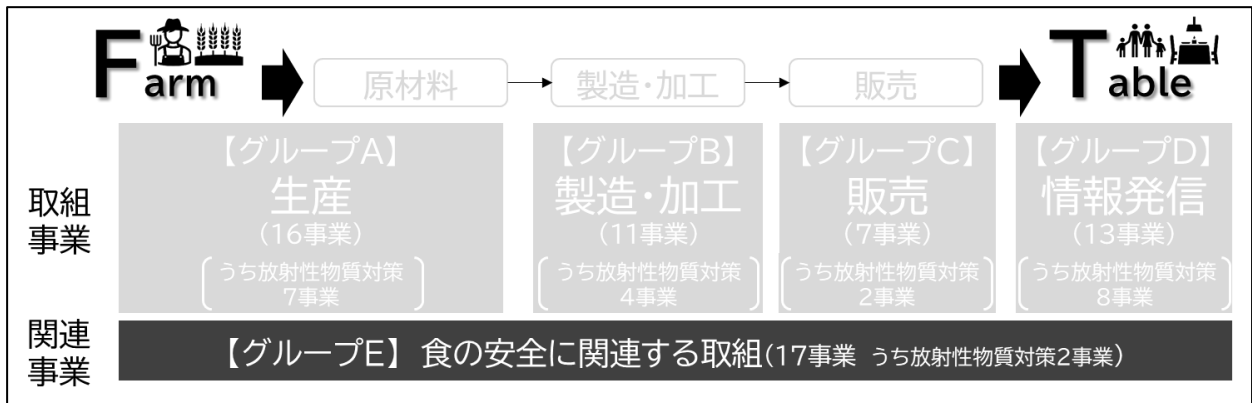
なお、英語、中国語、イタリア語、韓国語による検索にも対応しています。

(13) ● 放射性物質検査結果の分析事業

【食品生活衛生課・環境保全農業課】

過去10年間に県が実施した食品の放射性物質検査結果を解析し、学識経験者を交え、科学的根拠に基づく放射性物質対策を提言するとともに、その内容を動画やリーフレットで消費者に発信します。

5 食の安全に関連する取組(グループ E)



【関連事業】(●のついた事業は放射性物質対策を目的とする事業又は関連する事業です)

(1)「環境と共生する農業」の啓発

【環境保全農業課】

たい肥等を活用した土づくりや化学農薬・肥料の削減を一体に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進し、これらの技術を導入する「エコファーマー」を育成するとともに、特別栽培、有機農業の技術普及を図るなどにより環境と共生する農業を積極的に推進します。

(2)食品製造・加工に関する技術相談

【産業振興課】

多様化する消費者ニーズに対応して食品加工の現場で生じる様々な技術的課題に対し、適切なアドバイスをを行います。

(3)輸出向けHACCP等対応施設整備事業

【食品生活衛生課】

輸出拡大に際し課題となる HACCP 等への対応を目的とした施設の改修や整備に係る経費の一部を補助することで、安全性の向上、県産加工食品の輸出促進を図ります。

(4)卸売市場の品質管理指導

【農産物流通課】

生鮮食品等の取引適正化と流通円滑化を促進するため、地方卸売市場への検査や指導等を実施します。

(5)米トレーサビリティ法に基づく監視・指導

【環境保全農業課】

集荷業者、米穀卸業者、小売業者及び外食店等に対する巡回調査等を実施し、適正な

米穀流通に向けた指導・啓発等を行います。

(6) 福島県試験検査精度管理

【薬務課】

県内の検査機関の検査精度の確保を図る目的で精度管理事業を実施するとともに、食品及び細菌項目参加機関における検査結果の信頼性の確保を図ります。

(7) 食品検査 GLP の実施

【薬務課】

衛生研究所の検査結果の信頼性を確保するため、毎年度、外部精度管理事業に参加し、検査精度の維持向上に努めます。

(8) 化学物質発生源の周辺環境調査

【水・大気環境課】

県内の一般環境中への排出量が比較的多い化学物質について、主要な発生源周辺の環境濃度を調査し、事業者の自主的な化学物質の管理及びリスクコミュニケーションへの活用を促進します。

(9) 化学物質使用量等の実態調査

【水・大気環境課】

化学物質使用事業者（PRTR 法届出対象事業者、化学物質適正管理指针对象事業者等）への調査等により、化学物質の適正管理及び使用実態の把握を促進します。なお、PRTR 法に基づき届出された化学物質排出量等を公表します。

(10) ダイオキシン類の環境モニタリング調査

【水・大気環境課】

大気、水質、土壌等の一般環境中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等への適合状況を確認します。なお、調査結果については公表します。

(11) 公共用水域・地下水の水質の常時監視

【水・大気環境課】

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域、地下水の水質調査を実施し、環境基準への適合状況を確認します。

(12) 消費者への教育

【消費生活課】

消費者被害等の未然防止を図るため、テレビ・ラジオによる広報等により、消費生活に必要な知識・情報を提供します。

(13) 健康増進法等に基づく食品表示の普及啓発

【健康づくり推進課】

消費者の安全・安心な食品選択のため、健康増進法及び食品表示法に基づく栄養成分、特別用途食品、健康食品等の表示について、制度の普及啓発等を行います。

(14) 市町村食育推進計画作成の促進

【健康づくり推進課】

食育基本法に基づき、生涯にわたり安全・安心で健やかな心身を育む食育を推進するため、事業の実施主体となる市町村における計画作成を促進します。

(15) 健康に配慮した食環境整備の推進

【健康づくり推進課】

健康増進法・食育基本法に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるように、健康に配慮した食環境整備を推進します。

(16) ● 自家消費野菜等放射能検査事業

【消費生活課】

食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に配備した放射性物質検査機器により、自家消費野菜、野生の山菜・きのこ類等の検査を無料で行います。

検査は県(消費生活センター)及び各市町村が主体となり、検査窓口に住民から試料(検体)を持ち込んでもらうことにより実施します。

検査結果については、各実施主体のホームページ等において公開します。

また、正確な検査結果を確保するよう、検査機器の適切な運用のための現地訪問・検査員向け研修を行います。

(17) ● 放射性物質除去・低減技術開発事業

【農業振興課・水産課・森林計画課】

安全・安心な農林水産物の生産に向け、農業・林業・水産業それぞれの分野の試験研究機関が、放射性物質の除去技術や吸収抑制技術の開発等を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関・団体等へ提供していきます。